

法人県民税・事業税の
分割基準に係る
ガイドブック

令和２年３月
愛 知 県

目 次

	ページ
第1章 分割基準の概要	
1 分割基準とは	1
2 分割基準の種類	1
第2章 各分割基準について	
1 従業者の数	
(1) 従業者とは	2
(2) 従業者の数とは	2
(3) 資本金1億円以上の製造業を行う法人の特例	3
(4) 従業者の数に含めない者	3
2 事務所等の数	
(1) 事務所等とは	3
(2) 事務所等の数とは	3
3 電線路の電力の容量	
(1) 電線路とは	6
(2) 電線路の電力の容量とは	6
4 固定資産の価格	
5 軌道の延長キロメートル数	
(1) 軌道の延長キロメートル数とは	6
(2) 鉄道事業・軌道事業とその他の事業とを併せて行う場合	6
第3章 分割課税標準	
1 所得割の分割課税標準額の算出方法	
(1) 軽減税率不適用法人の場合	8
(2) 軽減税率適用法人（段階税率適用）の場合	9
2 付加価値割及び資本割の分割課税標準額の算出方法	
(1) 事業年度の月数が12月ある場合	11
(2) 事業年度の月数が12月ない場合	11
3 課税標準の分割に関する明細書の記載例	

第1章 分割基準の概要

1 分割基準とは

法人県民税（法人税割）・法人事業税は、事務所等所在の都道府県において課されます。

複数の都道府県に事務所等を有する法人は課税標準額の総額を一定の基準で分割して関係地方団体ごとの分割課税標準額・税額を算定します。この一定の基準を分割基準といいます。

分割基準：法人県民税は従業者の数を使用。

法人事業税は法人の事業により異なるものを使用。（法 72 条の 48③）

2 分割基準の種類

法人事業税において適用する分割基準は、以下のとおり法人の事業により区分されたものを使用します。

事業種目		分割基準	分割基準の数値
製造業		従業者の数	事業年度終了の日現在の事務所等の従業者の数（原則）
非製造業		従業者の数 及び 事務所等の数	〈課税標準額の総額の 2 分の 1〉 事業年度に属する各月の末日現在における事務所数を合計した数値
電気供給業	小売電気事業		〈課税標準額の総額の 2 分の 1〉 事業年度終了の日現在の事務所等の従業者の数（原則）
	送配電事業	電線路の電力 容量及び固定 資産の価額	〈課税標準額の総額の 4 分の 3〉 電線路の電力の容量 〈課税標準額の総額の 4 分の 1〉 事業年度終了の日現在の事務所等の固定資産の価額
	発電事業	固定資産の価 額	〈課税標準額の総額の 4 分の 3〉 事業年度終了の日現在の事務所等の固定資産で発電所の 用に供するものの価額 〈課税標準額の総額の 4 分の 1〉 事業年度終了の日現在の事務所等の固定資産の価額
	倉庫業・ガス供給業		事業年度終了の日現在における貸借対照表に記載されて いる有形固定資産の価額
鉄道・軌道事業		軌道の延長キ ロメートル数	事業年度終了の日現在における数値 （単線換算キロメートル数）

申告書に添付する別表

課税標準額の分割に関する明細書（第 10 号様式）

この明細書に分割基準を記載し、分割課税標準額を計算します。課税標準額がない（所得が欠損や 0 円の場合）法人についても提出が必要です。

第2章 各分割基準について

1 従業者の数

(1) 従業者とは

俸給、給料、賃金、手当、賞与その他これらの性質を有する給与の支払を受けるべき者をいいます。

この場合において、当該事業の経営者である個人及びその親族又は同居人のうち当該事業に従事している者で給与の支払いを受けない者は、給与の支払を受けるべきものとみなします。

したがって、給与支給の有無に関わらず、また常勤、非常勤の別を問わず、給与の支払いを受けるべき労務等を提供している者が対象となります。

具体的には、役員（無給の非常勤役員を含みます。）、アルバイト、パートタイマー、派遣社員等も含みます。

(2) 従業者の数とは

分割基準の数値である従業者の数とは、事業年度（住民税の場合には、「算定期間」と読み替えてください。（以下同じです。））の終了の日現在における数値です。

ただし、事業年度の中途において、新設または廃止をした事業所等の場合は、事務所等の所在した月数で按分します。

また、事業年度中を通じて従業者の数が著しく変動した場合（各月の末日の人数のうち最も多い数が最も少ない数の2倍を超える場合）は各月の平均となります。



原則

事業年度終了の日の従業者の人数

例外

新設した事務所等

事業年度終了の日 現在の人数	×	$\frac{\text{新設の日から事業年度終了の日までの月数}}{\text{事業年度の月数}}$
-------------------	---	---

廃止した事務所等

廃止した日の前月の 末日現在の人数	×	$\frac{\text{廃止日までの月数}}{\text{事業年度の月数}}$
----------------------	---	--

著しい変動がある事務所等

$\frac{\text{各月末日の人数の合計}}{\text{事業年度の月数}}$
--

※計算式中における月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは1月とします。また、従業者の数に1人に満たない端数が生じたときはこれを1人とします。

(3) 資本金1億円以上の製造業を行う法人の特例（事業税の分割基準にのみ適用）

製造業を営む法人で、事業年度終了の日現在の資本金が1億円以上の場合、工場の従業者については、その従業者の数の2分の1を加算します。

○製造業とは

日本標準産業分類（総務省）に定められている事業をいいます。

「E－製造業」並びに「R－サービス業（他に分類されないもの）」のうち「891－自動車整備業」、「901－機械修理業（電気機械器具を除く）」及び「902－電気機械器具修理業」の範囲に属するもの。

○工場とは

物品の製造、加工、組立等生産に関する業務を行っている事務所等をいいます。

○工場の従業者とは

- ・工場において製品の製造、加工、組立等の業務を直接担当している人。
- ・製品の検査、包装、原材料の運搬、動力の保守点検等の生産を補助する業務を担当している人。
- ・工場内において総務、経理、生産管理、資産管理等の業務を行う人。

※ただし、工場に併置されている本社、支店、出張所、営業所、研究所、試験所等の従業者は除きます。

(4) 従業者の数に含めない者

- ・研修施設において、研修を受ける者
- ・勤務すべき事務所等が分割基準の対象外（例：国外支店勤務）
- ・勤務すべき施設が事務所等ではない（例：常時船舶の乗組員である者）
- ・病欠欠勤者など一月以上勤務していない者（勤務していない期間に限り含めない。）

2 事務所等の数

(1) 事務所等とは

それが自己の所有に属するものであるか否かにかかわらず、事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、そこで継続して事業が行われる場所をいいます。

ここでいう事業とは、法人本来の事業の取引に関するものだけでなく、本来の事業に直接・間接に関連して行われる付随的事业であっても、社会通念上そこで事業が行われていると考えられるものについては、事務所等として取り扱います。

宿泊所、従業員詰所、監視所等で番人、小使等の他に別に事務員を配置せず、専ら従業員の宿泊、監視等の内部的、便宜的目的のみに供されるものは、事務所等の範囲に含みません。

事務所等と認められるには、事業が継続性をもったものである必要があり、2～3ヶ月程度の一時的な事業の用に供する目的で設けられる現場事務所や仮小屋等は事務所等の範囲に入りません。

(2) 事務所等の数とは

分割基準の数値である事務所等の数とは、事業年度に属する各月の末日現在における数値を合計した数値です。（事業年度中に月の末日が到来しない場合は、その事業年度終了の日現在における数値をいいます。）

原則

各月の末日の
事業所等の数を
合計した数値

例外

事業年度の期間が一月に満たないで、かつ、その事業年度中に一度も月の末日が含まれない場合は、事業年度終了の日の事業所等の数

事業所等は次により取扱います。

○同一構内・区画にある建物

原則 ⇒ 一つの事業所等として取り扱います。

○近接した構内・区画にそれぞれ建物がある場合

原則 ⇒ 構内・区画ごとに一つの事業所等として取り扱います。

例外 ⇒ 近接かつ経済活動・事業活動に一体性があると認められる場合

・経理・帳簿等が同一で分離できない場合

・同一の管理者等により管理・運営されている場合 など

⇒一つの事業所等として取り扱います。

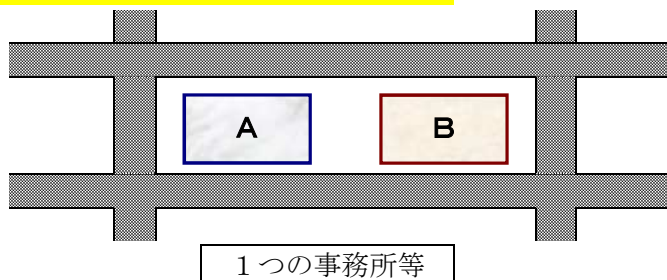
○構内・区画が二以上の都道府県の区域にまたがる場合

・建物が一の都道府県の区域のみに所在する場合は、当該建物の所在する都道府県の事業所等として取り扱います。

・建物が二以上の都道府県の区域にまたがる場合は、それぞれの都道府県の事業所等として取り扱います。

ア 同一構内・区画にある建物の場合

原則 一つの事業所等として取り扱います。



※建物とは
店舗等の事業の用に供
する建物をいいます。

※**例外** 独立して業務の行われているものは、それぞれを1つの事業所等として取り扱います。

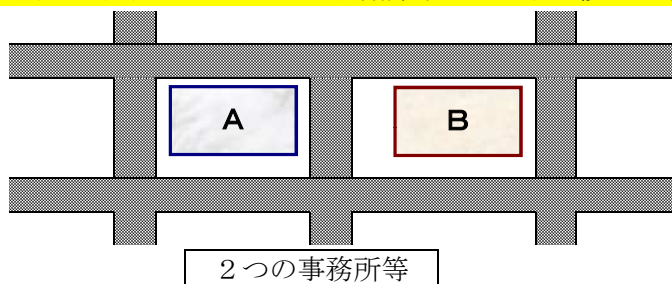


2つの事業所等として取り扱います。

※**留意点** 一構の建物のなかに設けられている支社、営業所、支部等で独立して業務の行われるものはその単位ごとにそれぞれ1つの事業所等として取り扱います。

イ 近接した構内・区画にそれぞれ建物がある場合

原則 構内・区画ごとに1つの事務所等として取り扱います。



※**例外** 経済活動・事業活動に一体性があると認められる場合

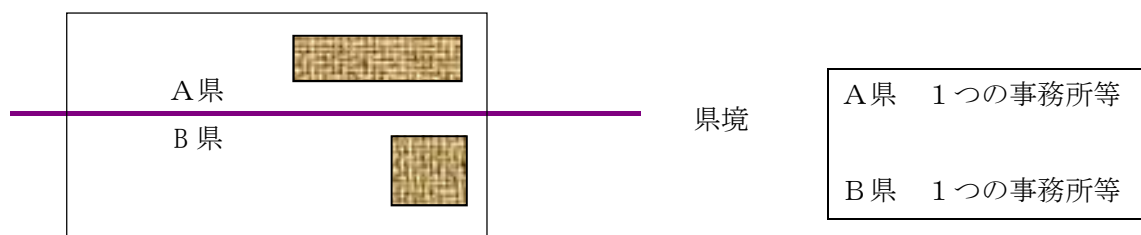
- ・経理・帳簿等が同一で分離できない場合
- ・同一の管理者等により管理・運営されている場合 など



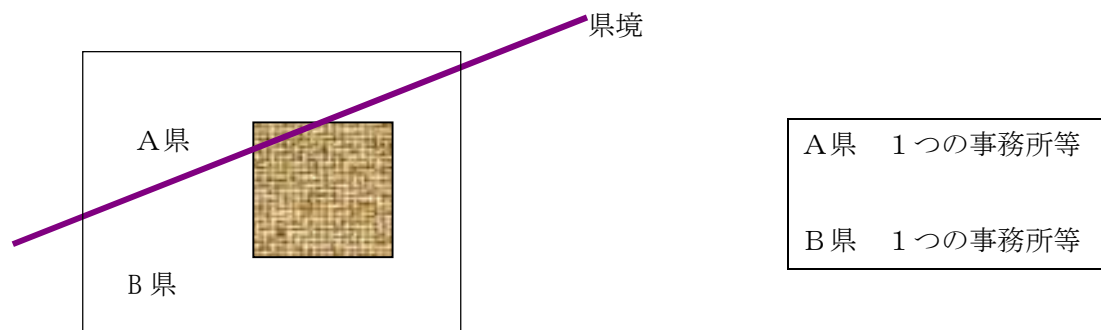
1つの事務所等として取り扱います。

ウ 構内・区画が2以上の都道府県の区域にまたがる場合

(ア) 建物が1の都道府県の区域のみに所在する場合は、当該建物の所在する都道府県の事務所等として取り扱います。



(イ) 建物が2以上の都道府県の区域にまたがる場合は、それぞれの都道府県の事務所等として取り扱います。



3 電線路の電力の容量

(1) 電線路とは

事務所等の所在する道府県において、発電所の発電用の電気工作物（電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物をいいます。）と電氣的に接続している電線路で、電圧が66キロボルト以上のものをいいます。

(2) 電線路の電力の容量とは

事業年度終了の日現在における、上記（1）に該当する電線路の電力の容量をキロワットで表した数値をいいます。

4 固定資産の価額

固定資産の価額とは

事業年度終了の日現在において貸借対照表に記載されている土地、家屋及び家屋以外の減価償却が可能な有形固定資産の価額をいいます。

建設仮勘定により経理されている固定資産であっても、当該事業年度終了の日現在において事業の用に供されているものは含まれ、無形固定資産及び貸借対照表に記載されていないものについては分割基準に含みません。

※分割基準の対象となる固定資産については、自己の貸借対照表に記載のあるものです。したがって、貸借対照表に計上されない賃貸物件等は除きます。

5 軌道の延長キロメートル数

(1) 軌道の延長キロメートル数とは（事業年度終了の日現在における数値）

○ 単線換算キロメートル数

○ 自らが敷設する鉄道線路（他人が敷設した鉄道線路であって譲渡を受けたものを含みます。）以外の鉄道線路を使用して旅客又は貨物の運送を行う場合は、当該使用に係る軌道の延長キロメートル数を当該法人の分割基準である軌道の延長キロメートル数に含みます。

○ 引込線及び遊休線並びに敷設線を含みますが、他の法人等の所有に係る専用線は含みません。

(2) 鉄道事業・軌道事業とその他の事業とを併せて行う場合

課税標準額の総額を鉄道・軌道事業に係る売上金額とその他の事業に係る売上金額（百貨店業については、売上総利益金額）とによって按分した額を、その事業の分割基準により、分割します。

ただし、百貨店業の場合は、売上金額に代えて売上総利益金額が按分の基準となります。

※売上金額とは・・・

本来の事業及びこれに付随する事業の収入金額をいいます。

しかし、固定資産の売却収入その他受取利息、有価証券利息、受取配当金、有価証券売却益等の事業外収入は含まれません。

なお、鉄道事業又は軌道事業における売上金額とは、原則として鉄道事業会計規則にいう営業収益をいいます。

※百貨店業とは・・・

物品販売業（物品加工修理業を含みます。）であって、その店舗のうち、一つの店舗で床面積の合計が $1,500\text{m}^2$ （都の特別区及び政令指定都市の区域内においては、 $3,000\text{m}^2$ ）以上の店舗を有するものをいいます。

※売上総利益金額とは・・・

売上高（総売上高から売上値引及び戻り高を控除した額）から売上原価（期首たな卸高と仕入高を加えた額から期末たな卸高を控除した額）を控除した額をいいます。

第3章 分割課税標準額の算出方法について

1 所得割の分割課税標準額の算出方法（非製造業の場合）

（1）軽減税率不適用法人の場合

事業年度終了の日において3以上の都道府県に事務所等を有する法人で資本金が1,000万円以上である法人は軽減税率不適用法人となります。この場合の計算方法は次のとおりです。

- ① 課税標準額の総額（所得金額）について、千円未満の端数を切り捨てます。
- ② ①の金額を1/2した後、それぞれ千円未満の端数が生じた場合、その端数を切り捨てます。
- ③ ②で算出した金額を、それぞれ事務所等の数及び従業者数であん分計算します。
あん分計算した金額に千円未満の端数が生じた場合、その端数を切り捨てます。
- ④ ③であん分計算した金額を合算し、分割課税標準額を算出します。
- ⑤ ④で求めた分割課税標準額に基づき税額計算を行います。

計算例

資本金＝1,000万円、サービス業、分割県数＝3

分割基準	{	A	事務所等の数	総数 72（所）	愛知県 36（所）
		B	従業者数	総数 198（人）	愛知県 97（人）

年所得金額総額＝12,345,678円（税率は5.3%）

①課税標準額の総額

12,345,678円⇒端数処理 12,345,000円

②2分の1に相当する金額の算出

12,345,000円÷2＝6,172,500円⇒端数処理 6,172,000円

③課税標準額のあん分

課税標準額の総額を分割基準の合計数値で除して1単位当たりの分割課税標準額を算出し、

（※小数点以下の数値が生じたときは、分割基準の合計数値のけた数に1を加えた数に相当する位以下を切り捨てます。）これに愛知県分の分割基準の数値を乗じます。

事務所等の数によるあん分

6,172,000円÷72（所）＝85,722.22222...⇒85,722.22

85,722.22×36（所）＝3,085,999.92⇒端数処理 3,085,000円...（A）

事務所等の数の総数は2桁のため
小数点以下3桁以下切り捨て

従業者数によるあん分

6,172,000円÷198（人）＝31,171.71717...⇒31,171.717

31,171.717×97（人）＝3,023,656.549⇒端数処理 3,023,000円...（B）

従業者数の総数は3桁のため
小数点以下4桁以下切り捨て

④愛知県の分割課税標準額

（A）＋（B）＝3,085,000円＋3,023,000円＝6,108,000円

⑤税額計算

6,108,000円×5.3%＝323,724⇒税額の端数処理（100円未満切捨て）323,700円

(2) 軽減税率適用法人（段階税率適用）の場合

2以下の都道府県のみに事務所等を有する法人又は資本金が1,000万円未満である法人には、軽減税率が適用されます。

この場合の計算方法は、次のとおりです。

- ① 課税標準額の総額（所得金額）について、段階税率の各ランク（「年400万円以下の金額」、「年400万円を超え年800万円以下の金額」、「年800万円を超える金額」）に振り分けます。振り分け後の各ランクの金額に千円未満の端数が生じた場合、その端数を切り捨てます。
- ② ①の金額を1/2します。その金額に千円未満の端数が生じた場合、その端数を切り捨てます。
- ③ ②で算出した金額を、それぞれ事務所等の数及び従業者数であん分計算します。あん分計算した金額に千円未満の端数が生じた場合、その端数を切り捨てます。
- ④ ③であん分計算した金額を、各ランクごとに合算し、各ランクごとの分割課税標準額を算出します。
- ⑤ ④で求めた分割課税標準額に基づき税額計算を行います。

計算例

資本金＝5,000万円、サービス業、分割県数＝2

分割基準 { A 事務所等の数 総数 72（所） 愛知県 36（所）
B 従業者数 総数 198（人） 愛知県 97（人）

年所得金額総額＝12,345,678円

①課税標準額の総額の各ランクに振り分け

ア 年400万円以下の金額 課税標準額の総額≥400万円 →4,000,000円

イ 年400万円を超え年800万円以下の金額

課税標準額の総額≥800万円 →4,000,000円

ウ 年800万円を超える金額 12,345,678円－8,000,000円＝4,345,678円

⇒端数処理 4,345,000円

※事業年度の月数が12月ない場合

この場合の、年400万円、年800万円の額は、それぞれ当該事業年度の月数を乗じて12で除して計算します。（計算途中の段階では、端数処理を行わないことに注意してください。）

※月数は暦に従い計算し、1月に満たない端数を生じたときは、1月（端数切上げ）とします。

計算例

事業年度5ヶ月、所得金額12,345,678円の場合

ア 4,000,000円×5月÷12月＝1,666,666円⇒1,666,000円

イ 8,000,000円×5月÷12月＝3,333,333円

3,333,333円－1,666,666円＝1,666,667円⇒1,666,000円

ウ 12,345,678円－3,333,333円＝9,012,345円⇒9,012,000円

② 2分の1に相当する金額の算出

ア 年400万円以下の金額 $4,000,000 \text{ 円} \div 2 = 2,000,000 \text{ 円}$

イ 年400万円を超え年800万円以下の金額 $4,000,000 \text{ 円} \div 2 = 2,000,000 \text{ 円}$

ウ 年800万円を超える金額 $4,345,000 \text{ 円} \div 2 = 2,172,500 \text{ 円} \Rightarrow \text{端数処理 } 2,172,000 \text{ 円}$

③ 課税標準額のおん分

ア 年400万円以下の金額

事務所等の数によるおん分

$$2,000,000 \text{ 円} \div 72 (\text{所}) = 27,777.7777 \dots$$

事務所等の数の総数は2桁のため小数点以下3桁以下切り捨て

$$27,777.77 \times \text{愛知県 } 36 (\text{所}) = 999,999 \text{ 円} \Rightarrow \text{端数処理 } 999,000 \text{ 円} \dots (A)$$

従業者数によるおん分

$$2,000,000 \text{ 円} \div 198 (\text{人}) = 10,101.010101 \dots$$

従業者数の総数は3桁のため小数点以下4桁以下切り捨て

$$10,101.010 \times \text{愛知県 } 97 (\text{人}) = 979,797 \text{ 円} \Rightarrow \text{端数処理 } 979,000 \text{ 円} \dots (B)$$

イ 年400万円を超え年800万円以下の金額

事務所等の数によるおん分

$$2,000,000 \text{ 円} \div 72 (\text{所}) = 27,777.7777 \dots$$

小数点以下3桁以下切り捨て

$$27,777.77 \times \text{愛知県 } 36 (\text{所}) = 999,999 \text{ 円} \Rightarrow \text{端数処理 } 999,000 \text{ 円} \dots (C)$$

従業者数によるおん分

$$2,000,000 \text{ 円} \div 198 (\text{人}) = 10,101.010101 \dots$$

小数点以下4桁以下切り捨て

$$10,101.010 \times \text{愛知県 } 97 (\text{人}) = 979,797 \text{ 円} \Rightarrow \text{端数処理 } 979,000 \text{ 円} \dots (D)$$

ウ 年800万円を超える金額

事務所等の数によるおん分

$$2,172,000 \text{ 円} \div 72 (\text{所}) = 30,166.6666 \dots$$

小数点以下3桁以下切り捨て

$$30,166.66 \times \text{愛知県 } 36 (\text{所}) = 1,085,999 \text{ 円} \Rightarrow \text{端数処理 } 1,085,000 \text{ 円} \dots (E)$$

従業者数によるおん分

$$2,172,000 \text{ 円} \div 198 (\text{人}) = 10,969.696969 \dots$$

小数点以下4桁以下切り捨て

$$10,969.696 \times 97 (\text{人}) = 1,064,060 \text{ 円} \Rightarrow \text{端数処理 } 1,064,000 \text{ 円} \dots (F)$$

④ 愛知県の分割課税標準額

ア (A) + (B) = 1,978,000 円

イ (C) + (D) = 1,978,000 円

ウ (E) + (F) = 2,149,000 円

⑤ 税額計算

ア $1,978,000 \text{ 円} \times 2.7\% = 53,400$

イ $1,978,000 \text{ 円} \times 4\% = 79,100$

ウ $2,149,000 \text{ 円} \times 5.3\% = 113,800$

$= 246,300 \text{ 円}$

所得割の分割基準が従業者数のみである製造業では、計算例②、④の手順は行いません。また、③については従業者数のみで計算します。

2 付加価値割及び資本金割の分割課税標準額の算出方法

(1) 事業年度の月数が 12 月ある場合（非製造業の計算手順）

- ① 課税標準額の総額（付加価値額・資本金等の額）について、それぞれ千円未満を切り捨てます。
- ② ①の金額をそれぞれ 1 / 2 した後、千円未満の端数が生じた場合、その端数を切り捨てます。
- ③ ②で算出した金額を、それぞれ事務所等の数及び従業者数であん分計算します。
あん分計算した金額に千円未満の端数が生じた場合、その端数を切り捨てます。
- ④ ③であん分計算した金額を合算し、分割課税標準額を算出します。
- ⑤ ④で求めた分割課税標準額に基づき税額計算を行います。

(2) 事業年度の月数が 12 月ない場合（非製造業の計算手順）

- ① 付加価値額については、上記(1)に準じて分割課税標準額を算出します。
- ② 資本金等の額については、「付加価値額及び資本金等の額の計算書」（地方税法施行規則第 6 号様式別表 5 の 2）上にて月数あん分計算を行い、課税標準となる資本金等の額を算出します。
＜事業年度終了の日における資本金等の額に当該事業年度の月数を乗じて 12 で除し、課税標準額の総額となる資本金等の額を算出する。（1 円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。）※月数は暦に従い計算し、1 月に満たないときは 1 月とし、1 月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。＞
- ③ ②で求めた資本金等の額により、上記(1)に準じて分割課税標準額を算出します。

3 課税標準の分割に関する明細書（地方税法施行規則第10号様式）の記載例

○A株式会社

事業年度 X1年4月1日～X2年3月31日

業種 サービス業

資本金 2億円

課税標準額の総額 所得金額 1,500,292,000円

付加価値額 2,372,254,000円

資本金等の額 200,000,000円

事務所等		従業者数	事務所等の数
愛知県	本社	125人	12
	豊田営業所	10人	12
東京都	千代田支店	20人	12
	新宿営業所	10人	12
合 計		165人	48

○記載例（事業税部分）

事務所又は事業所		事業税					
名称及び所在地	分割基準 (単位＝人、所)	分割課税標準額					
		年400万円以下の所得金額 ⑭	年400万円を超え年800万円以下の所得金額又は特別法人の年400万円を超える所得金額 ⑮	年800万円を超える所得金額又は軽減税率不適用法人の所得金額 ⑯	計 ⑭＋⑮ ＋⑯ ⑰	付加価値額 ⑱	資本金等の額 ⑲
本社	() 125人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
名古屋市中区〇〇	12所						
豊田営業所	() 10	欄が狭いため、2行使用してもかまいません。					
豊田市〇〇	12						
	() 135	1,636	1,636	610,483		970,467	81,818
愛知県計	24	999	999	373,072		593,063	49,999
		2,635	2,635	983,555	988,825	1,563,530	131,817
千代田支店	() 20						
千代田区〇〇	12						
新宿営業所	() 10						
新宿区〇〇	12						
	() 30	363	363	135,662		215,659	18,181
東京都計	24	999	999	373,072		593,063	49,999
		1,362	1,362	508,734	511,458	808,722	68,180
合 計	165人 48所	3,997	3,997	1,492,289	1,500,283	2,372,252	199,997